

第2次盛岡市地域づくり協働推進計画(案) 概要

第1章 計画の策定にあたって

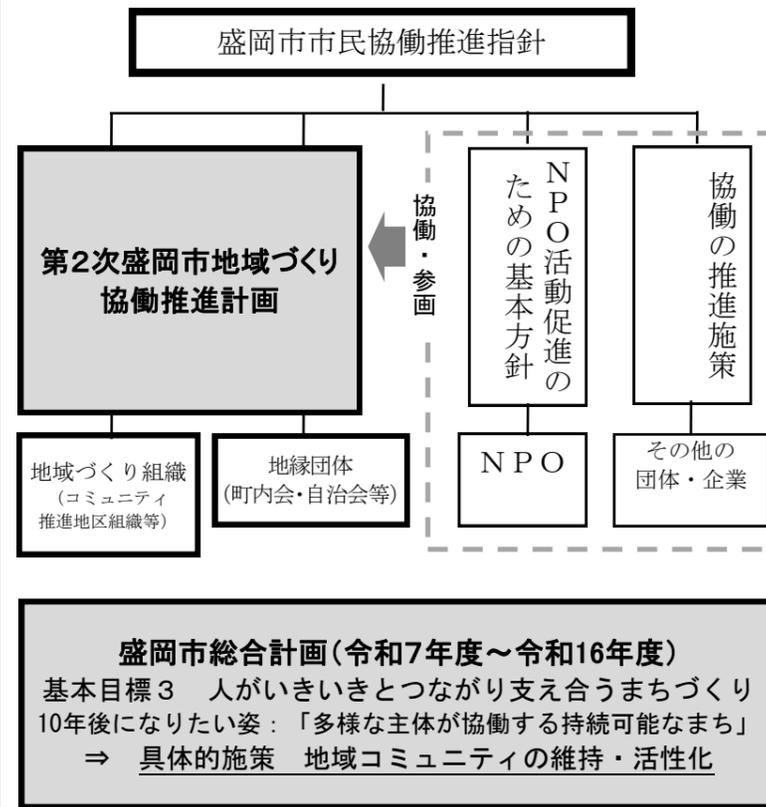
■計画の趣旨と位置づけ

市は、地縁団体等に対する支援のあり方や協働に関する施策の方向性を定め、市民等と市の役割を明らかにし、共通した認識のもとでまちづくりを進めていくため、平成26年3月に「盛岡市市民協働推進指針」を策定。

指針に基づき市民協働を推進するため、地縁団体の持続的な活動を支援する「盛岡市町内会・自治会協働推進計画」と「盛岡市地域協働推進計画」を定め、地縁団体の持続的な活動や、コミュニティ推進地区単位での「地域づくり組織」による地域課題等に対する主体的な取組を推進してきました。

令和3年度にこの2つの計画を一体化し、新たに「盛岡市地域づくり協働推進計画」を策定。

地縁団体の活動を持続可能なものとするとともに、地域における様々な主体が積極的にまちづくりに参画する「市民協働」を推進するため、「第2次盛岡市地域づくり協働推進計画」を策定します。



計画期間：令和8年度から令和12年度まで（5年間）

第2章 本市の地域の現状と課題

■町内会・自治会

本市の町内会・自治会は382団体あり、その加入率は85.8%（令和6年度時点）です。令和元年度以降微減傾向で推移しているものの、全国に比べると上位に位置しています。

活動の課題として「担い手不足や役員の負担が悩みである」との声が多く寄せられており、令和6年度アンケート調査では、市に求める取組として、「役員の負担軽減」が最も多い回答となっています（80.4%）。

年度	R1	R2	R3	R4	R5	R6
町内会数 (団体)	382	381	381	382	383	382
町内会加入率 (%)	87.5	87.2	86.7	86.6	86.2	85.8

全国中核市の加入率 平均 **65.6%**
 (参照：令和6年度中核市都市要覧(令和6年4月1日時点))

■地域協働

市には、心の通い合う住みよいまちづくりを推進するため、複数の町内会・自治会で構成される「コミュニティ推進地区」が30地区あります。そのうち12地区が「地域づくり計画」を策定し「地域づくり組織」として、地域の課題解決や目指すべき将来像の実現に向け、地域の特色を生かした様々な事業を展開しています。

地域づくり組織の他にも、地区福祉推進会、地域包括支援センター、市民活動団体など様々な団体が地域づくりの活動を行っています。

第3章 前計画の成果と課題

■次の計画における課題

地区ごとの意見交換会や市民アンケートなどで指摘された地域課題を大別すると、「活動担い手の確保」「役員の負担感の軽減」「活動資金の確保(運営の改善)」「情報・技術の取得」の四つとなります。

この課題に対し、「持続可能な組織づくりに向けた取組」と「活動担い手の育成の取組」を今後重点的に取り組む必要があると捉え、効果のある取組は継続し、一部は見直し・拡充しながら、町内会・自治会等の活動の持続性を高めるとともに、活性化への支援を継続していくことが必要です。

第4章 基本方針及び施策の体系

■計画の基本理念

市民協働推進指針の基本理念を踏襲します。

盛岡が盛岡らしく在り続けるために、さまざまな主体が積極的にまちづくりに参画する“市民協働”を推進します。

■計画の基本方針

市民協働推進指針の基本方針を踏襲します。

- 基本方針① 制度の充実と取組の強化
- 基本方針② 拠点機能等の充実
- 基本方針③ 職員の意識改革と能力開発
- 基本方針④ 市民意識の醸成

この基本方針ごとに取組の方向性を定め、前計画の成果と課題を踏まえ、25の取組を進めます。

組織の種類	団体数	概要
コミュニティ推進地区組織	30団体	心の通い合う住みよい町づくりを推進するため、市が指定した地区(おおむね中学校区)で活動する組織。
地区福祉推進会	32団体	地域の高齢者、児童及び障がい者等の福祉の増進に資するため、地区民生・児童委員協議会の区域に準じる区域で活動する組織。
地域づくり組織	12団体	「盛岡市地域協働推進計画」に基づきまちづくりを行うために、地域協働実施地区(30のコミュニティ推進地区単位)ごとに市の認定を受けた組織。

■前計画の取り組みの達成状況 (R7.3.31時点)

達成状況	全27施策
実施中であり、達成済み(A)	4 施策
実施中だが、見直しが必要(B)	23 施策
実施に向け、検討中(C)	0 施策
必要性が減少し、取りやめた(D)	0 施策

基本方針	取組の方向性
①制度の充実と取組の強化 (14施策)	町内会・自治会の加入促進 (2 施策)
	役員の負担軽減 (5 施策)
	団体・事業運営の支援 (5 施策)
	多様な主体との連携支援 (2 施策)
②拠点機能等の充実 (4 施策)	活動施設の確保への支援 (2 施策)
	市民協働推進センターの強化 (1 施策)
	拠点施設の維持管理 (1 施策)
③職員の意識改革と能力開発 (4 施策)	職員による活動支援、意識啓発 (4 施策)
④市民意識の醸成 (3 施策)	多様な主体への働きかけ (1 施策)
	情報発信の充実 (2 施策)

第5章 施策の展開

1 制度の充実と取組の強化

(1) 町内会・自治会の加入促進

1 不動産協会との協定に基づく加入促進の取組

不動産協会との協定に基づき、アパート・マンションの賃貸借契約等を締結時に、不動産会社から契約者へ、町内会・自治会への加入案内チラシを配布するなど、加入促進に取り組みます。

継続

2 転入者に対する加入促進の強化

新築家屋や集合住宅向けの町内会・自治会への加入案内チラシを配布するほか、転入者が加入しやすい体制整備等に取り組みます。

継続

(2) 役員の負担軽減

3 町内会・自治会基礎講座の開催

主に初めて役員になった方を対象に、町内会・自治会に関連する事務手続き等の手順を説明する「基礎講座」の開催を継続します。

継続

4 会議の開催調整

市の開催する会議について、庁内における情報共有の仕組みの活用を促進し、会議の集約化など出席者の負担軽減に取り組みます。

継続

5 会長あて文書等の削減

補助等に係る定例文書については、送付時期や提出期限を明確に周知するほか、電子メールや市HPなどを活用し、文書の削減を図ります。

継続

6 各種手引きの充実と周知

町内会・自治会向けの各種手引きの内容を随時更新し、ニーズの把握に努めて情報の充実を図ります。

継続

重点取組

7 町内会・自治会等に依頼する業務の縮減

市が町内会・自治会等に協力を依頼している業務の状況等について、毎年度調査を行い、関係課等と依頼業務の縮減に向け、継続的に協議・調整を行います。

新規

(3) 団体・事業運営の支援

8 協働推進奨励金の簡素化・明確化

町内会・自治会の活動財源の安定に寄与するため、協働推進奨励金の積算基準の見直しを実施します。

継続

9 地域づくり事業補助の実施

地域づくり計画書の体裁や申請方法等を見直し、計画策定済の12地区から実施地区の拡大を図ります。

継続

10 コミュニティ活動補助の実施

コミュニティ活動費補助金について、より申請しやすい制度となるよう申請書類や添付書類、申請方法の見直しを進めます。

継続

重点取組

11 専門知識を有するNPO法人等の派遣

課題の解決に取り組もうとする町内会・自治会に対し、専門的な知識を有するNPO法人等をアドバイザーとして派遣し、伴走支援を実施します。

拡充

12 コミュニティリーダー研修会の実施

地域の課題解決に向けた知識や技術を学ぶ場として「コミュニティリーダー研修会」を継続して開催します。参加者同士の情報交換会、地域活動の事例発表も行います。

拡充

(4) 多様な主体との連携支援

重点取組

13 多様な主体による協働事業の拡大

市内のNPO、地縁団体や企業等の交流会を開催し、新たな活動や課題解決のアイデアを創出する場を設けます。また、新たにインターネットを通じて市民活動の情報を発信できる場を整備します。

新規

重点取組

14 公募型協働推進事業の実施

市民活動団体等からの企画提案により、市が協働により実施する先駆的かつ公益的な事業に対し、経費を助成する制度を実施します。

新規

2 拠点機能等の充実

(1) 活動施設の確保への支援

15 空き家等利用自治公民館賃借料補助の実施と制度周知

空き家等を借り上げ自治公民館として活用する場合、賃借料の一部を補助する制度を継続して実施。制度の活用促進を図るとともに、他自治体の制度等を参考に、制度の見直し等の検討を実施します。

継続

16 自治公民館整備事業補助の実施と制度周知

自治公民館の新築、増改築及び修繕などで必要な経費の一部を補助する制度を継続して実施。必要に応じて制度の見直しについて検討を行います。

継続

(2) 市民協働推進センターの強化

17 市民協働推進センターの機能向上

市内の3公民館（中央、上田、西部）に市民協働推進センターを設置し、市民協働推進課に市民協働推進員を配置することで、相互に情報共有・連携しながら機能の充実を図ります。また、各センターの職員向けの研修を行うとともに、センター同士の情報交換会を実施します。

継続

(3) 拠点施設の維持管理

18 公共施設のアセットマネジメント

第2次盛岡市公共施設等総合管理計画に基づき、継続して拠点施設となる公共施設の整備を進めます。

継続

3 職員の意識改革と能力開発

(1) 職員による活動支援、意識啓発

19 地域担当職員制度の実施及び専任職員の配置

制度のわかりやすい周知とともに、活動事例などの情報発信を行い、活用促進を図ります。市民協働推進課の職員を専任職員として配置し、地域との連絡調整や地域づくり事業の支援等を行います。

継続

20 職員向け研修の実施と地域活動参加の働きかけ

職員の市民協働に関する知識と、地域活動への参加意欲の向上のため、研修を実施するとともに、地域活動への参加の働きかけを行います。

拡充

21 退職予定者への地域活動参加の協力依頼

退職予定者へ、既に退職した職員の活動事例を紹介するなど、地域活動に対する具体的なイメージが持てるよう働きかけます。

継続

重点取組

22 職員の地域活動への参加を広げる環境づくり

職場研修用資料の活用促進等を通じて、職員相互の理解促進を図り、地域活動に充てる時間を確保しやすい環境づくりに努めます。

拡充

4 市民意識の醸成

(1) 多様な主体への働きかけ

重点取組

23 企業等の地域貢献活動の支援

地域貢献企業等の登録制度を開始し市公式HPにて広く周知するほか、希望する地域の情報を提供します。併せて、企業等に対し地域活動への参加の呼びかけや啓発チラシの配布を行います。

新規

(2) 情報発信の充実

24 多様な広報媒体の活用

地域活動への参加促進を図るため「広報もりおか」への記事掲載を進め、定期的に地域の活動事例を情報発信するほか、地域活動ポスター展示会を継続して開催します。

継続

重点取組

25 町内会・自治会及び市民活動ポータルサイトの創設

市HPに新たにページを開設し、町内会・自治会や市民活動団体向けのお知らせや事例の発信、希望する団体の情報発信の支援を行います。

新規

第6章 計画の推進に向けて

本市は、計画に掲げる施策の効果的な推進を図るため、町内会・自治会及びコミュニティ推進地区組織等をはじめ、多様な主体と緊密に連携しながら事業を実施します。また、「市民協働推進連絡会議」や「市民協働推進アドバイザー会議」による進行管理を行い、着実かつ適正に事業が実施されるよう努めます。